

第197回宮城県都市計画審議会

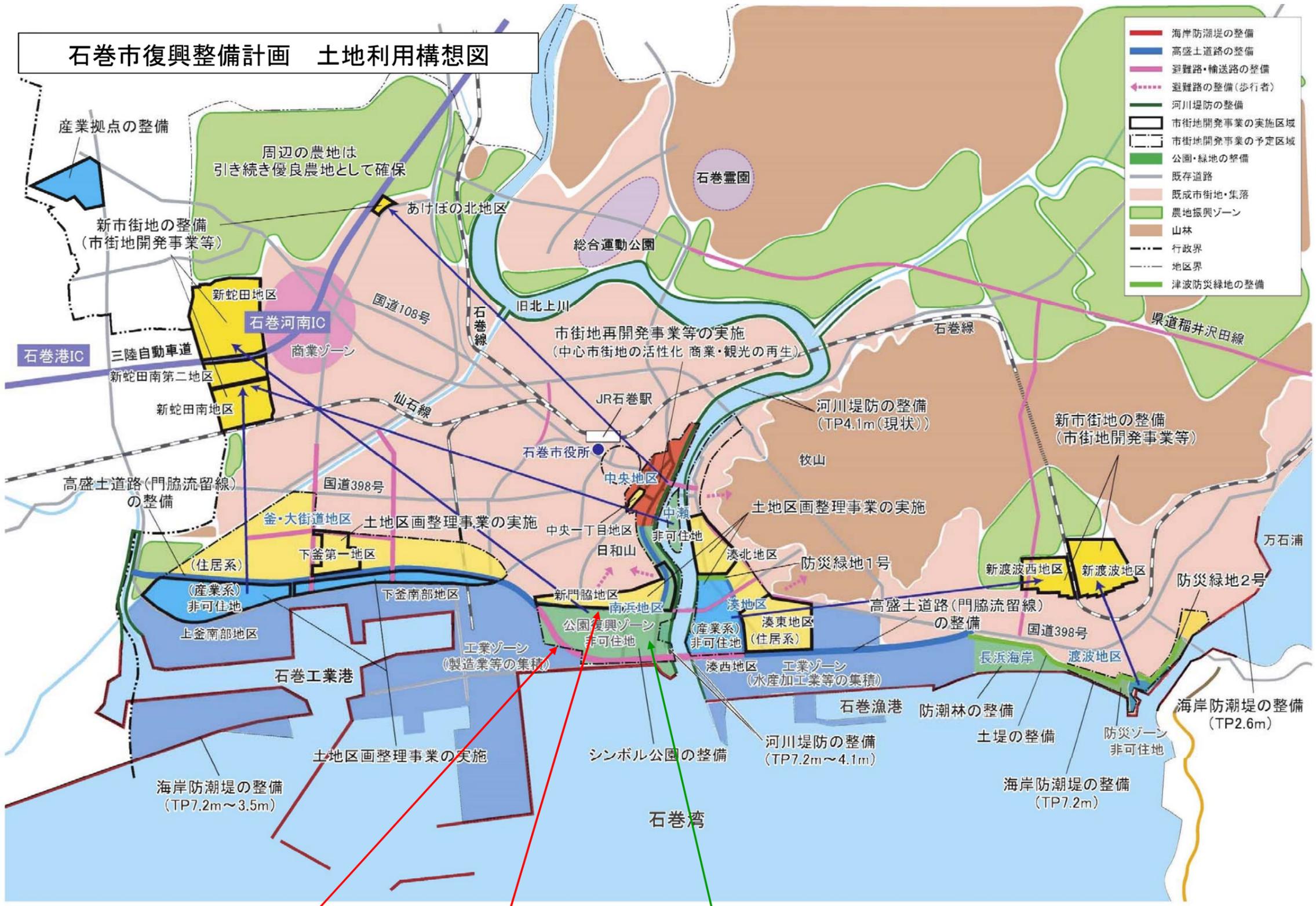
参 考 資 料

- 議案第2375号 石巻広域都市計画公園の変更について…………… 1
- 議案第2376号 仙南地域広域景観計画の策定について…………… 5

令和2年10月

宮城県都市計画審議会

石巻市復興整備計画 土地利用構想図



- 海岸防潮堤の整備
- 高盛土道路の整備
- 避難路・輸送路の整備
- 避難路の整備(歩行者)
- 河川堤防の整備
- 市街地開発事業の実施区域
- 市街地開発事業の予定区域
- 公園・緑地の整備
- 既存道路
- 既成市街地・集落
- 農地振興ゾーン
- 山林
- 行政界
- 地区界
- 津波防災緑地の整備

道路の整備
(門脇流留線)

道路の整備
(南光湊線)

公園の整備
(石巻南浜津波復興祈念公園)

石巻広域都市計画公園の変更(石巻市)

《基本理念》 東日本大震災により犠牲となったすべての生命(いのち)への追悼と鎮魂の思いとともに、まちと震災の記憶をつたえ・生命(いのち)のいとなみの杜をつくり・人の絆(きずな)をつむぐ

基本デザインコンセプト ～浜・街・追悼と伝承の場所性を重ねる～
 この地の土地の履歴が示すかつての「浜」、市街化後の南浜地区への想いや記憶が残る「街」を土地利用の前提とし、東日本大震災による犠牲者を追悼し、被災の教訓を次世代へと伝承していくことを祈念します。

浜・街・追悼と伝承の場所性とは

- 浜(土地の履歴)が意味するもの
この地はかつて湿地と松原だった場所。津波で街が消失し、本来の自然に回帰しつつあります。
- 街(街の記憶)が意味するもの
市街地が大津波で消失しましたが、人々の心には暮らしの記憶が残っていて、この地には暮らしの記憶を再生する手がかりが残っています。
- 追悼と伝承が意味するもの
自然への畏敬の念と暮らしの記憶を持ち、追悼と教訓の伝承とともに、復興への意思を伝え続けます。



石巻南浜津波復興祈念公園概要

市民活動拠点
 ・がんばろう!石巻や南浜つなぐ館等の機能移設により、市民による伝承活動を継続。

中核的施設
 ・休憩所、ピジターセンターとなる施設。

門脇駐車場
 ・公園のメイン駐車場。普通車234台、大型バス9台の駐車が可能。

追悼の広場
 ・約8,000㎡の公園の中心的広場。

避難築山
 ・TP +10.0mの一時避難場所。

多目的広場
 ・野球やサッカー等の運動を主体とした活動空間。

池・湿地
 ・市街化以前の風景として、池や湿地を再生。

松原
 ・かつて存在し、人々の記憶にも残っている松原(松林)を復元。

※ここで示される施設名称は仮称であり正式名称ではありません

市民活動拠点の概要

- 本公園は、「多様な主体の参画・協働の場を構築する」ことを基本方針に掲げており、市民活動拠点はこの方針に基づく、多様な主体の参画・協働の中心的な場となります。
- 市民活動拠点では、市民による伝承活動や公園に植栽する樹木の苗の育苗の取り組みが始まっており、今後もこの場所を中心として、市民活動が展開される予定です。(この活動は工事期間中も継続的に実施される予定です。)

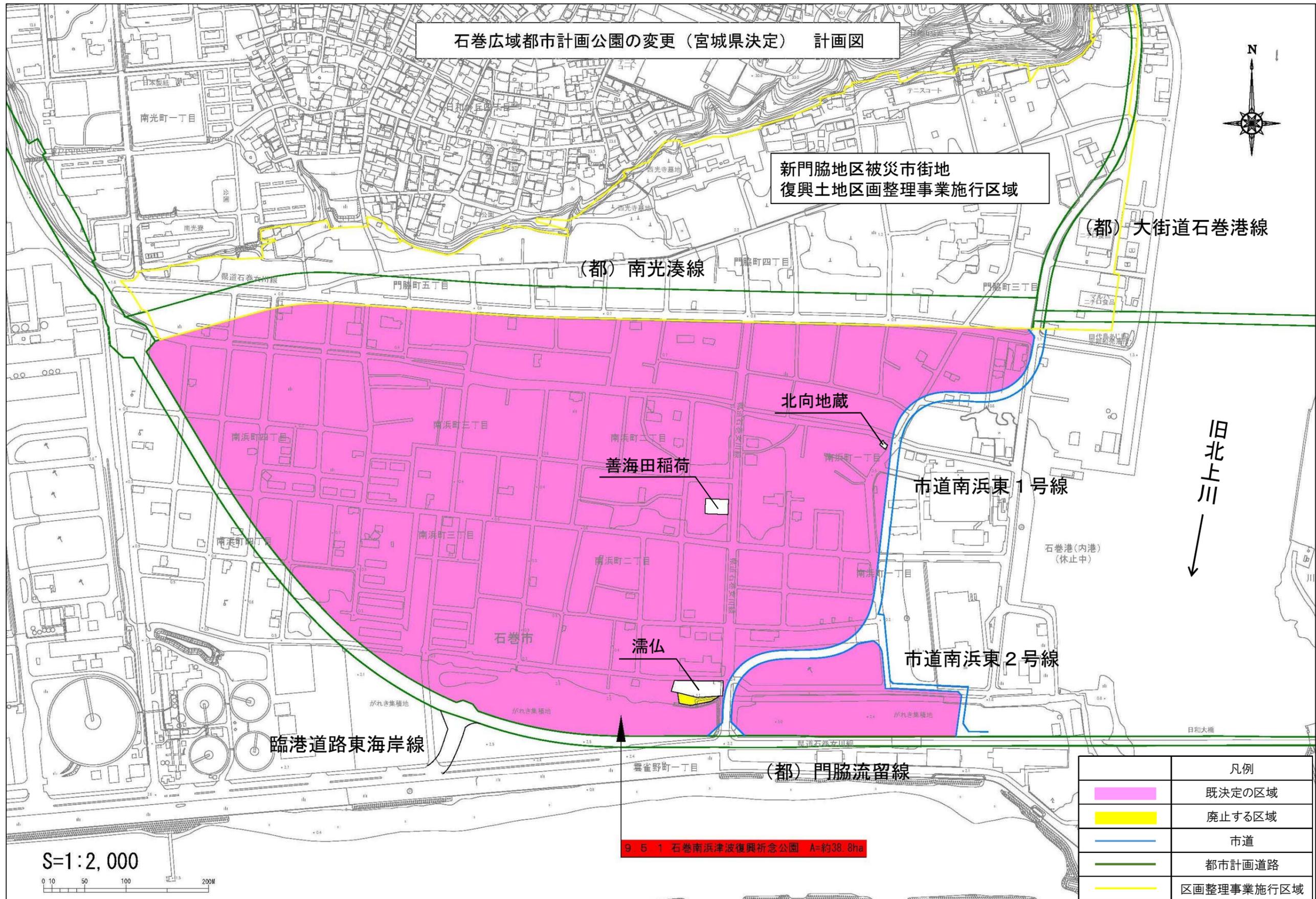


植栽計画の考え方

- 計画地の条件をふまえ、この地に成立可能な自然植生や郷土種の植栽環境を再生・創出します。
- 植栽する樹種は、現存する自然植生や郷土で歴史的に形成された植栽をモデルに選定します。
- 計画の実現に向けて、現地では植樹や花畑づくりが始まっています。

出典：国土交通省東北地方整備局東北国営公園事務所、国営追悼・祈念施設（石巻南浜津波復興祈念公園），令和2年3月31作成

石巻広域都市計画公園の変更（石巻市）



石巻広域都市計画公園の変更(石巻市)

宮城県都市計画審議会の意見聴取について

▼宮城県

○景観法 第 8 条第 1 項 (抜粋)

景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。

▼宮城県景観審議会

○宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例 第 18 条第 1 項

知事の諮問に応じ、美しい景観の形成の促進に関する重要事項を調査審議するため、宮城県景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。

▼宮城県都市計画審議会

○都市計画法 第 77 条第 1 項

この法律によりその権限(※)に属させられた事項を調査審議させ、及び都道府県知事の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、都道府県に、都道府県都市計画審議会を置く。

(※) 法第 5 条第 3 項及び第 4 項 (都市計画区域の指定)

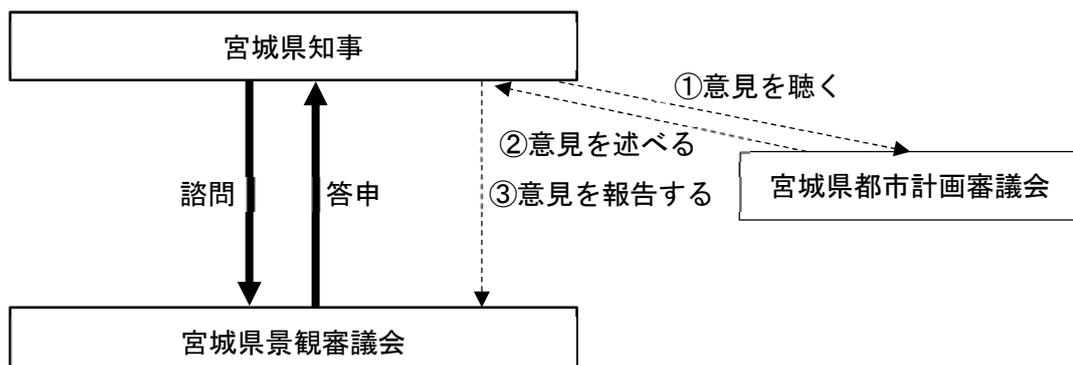
第 5 条の 2 第 2 項 (準都市計画区域の指定)

第 18 条第 1 項 (都道府県の都市計画の決定)

第 19 条第 1 項 (市町村都市計画審議会が置かれていない場合の都道府県都市計画審議会による都市計画の決定)

○景観法 第 9 条第 2 項

景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会(市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会)の意見を聴かなければならない。



宮城県景観審議会委員名簿

(令和2年7月10日現在)

職名等	氏名
一般社団法人東北観光推進機構 専務理事 推進本部長	紺野 純一
みやぎおかみ会幹事 (遠刈田温泉 旅館源兵衛 女将)	佐藤 久美子
尚絅学院大学総合人間科学系准教授	鳥羽 妙
東北工業大学工学部准教授	福屋 粧子
宮城大学事業構想学群教授	舟引 敏明
宮城大学名誉教授, 森山アソシエイツ代表	森山 雅幸
株式会社横山芳夫建築設計監理事務所 代表取締役	横山 英子
有限会社ダ・ハ プランニング・ワーク 代表取締役	吉川 由美
東北地方整備局建政部長	佐藤 久泰
塩竈市長	佐藤 光樹

1 景観法 良好な景観の形成のための総合的な法律として平成16年に制定

【目的】良好な景観形成の促進のため、景観計画の策定その他の施策を講ずることによって、生活の向上、経済・社会の健全な発展に寄与すること。

【理念】良好な景観は、地域の個性・特色の伸長に資するよう多様な形成を図る。地域の活性化に資するよう自治体・事業者・住民が一体的に取り組む。など

※主なもの抜粋

(1) 景観行政団体

景観行政事務を担う主体。県内市町村（仙台市を除く）は宮城県と協議することで、自らの行政区域を所管する景観行政団体へと移行できる。

(2) 景観計画

景観行政団体が定めることができる良好な景観の形成に関する計画。景観計画区域を定め、その区域内で建築物の建築，工作物の建設，開発行為などについて行為の制限を設け，一定規模以上の行為を行おうとする場合，行為者に事前届出を課すことにより，良好な景観の形成を誘導する。

< 県内の景観行政の状況 >

(率はH31.3現在)

	県内の移行済み/計画策定済みの市町村	移行/策定率	全国平均
景観行政団体	6団体（仙台市，登米市，松島町，塩竈市，多賀城市，大崎市）	17%	40%
景観計画	5団体（仙台市，登米市，松島町，多賀城市，塩竈市） ※大崎市は策定中	14%	32%

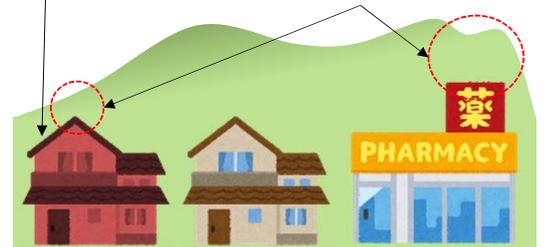
2 景観計画区域（都市計画区域内外で指定可）で行えること

▼行為の制限（新規・改築建築物等） < 必須記載項目 >

届出対象行為		届出対象の規模
必須	建築物の建築等 工作物の建設等 開発行為	高さ ○m以上 面積 △㎡以上
任意	土地の形質の変更など	
届出対象行為を適合させる景観形成基準		
配置・位置，高さ，形態意匠（外壁・屋根等） 色彩・素材，設備類，外構・緑化など		

「色彩」を制限（周囲との調和）

「高さ」を制限（山岳への眺望，稜線の確保）



景観誘導の方法と取組の考え方

▼取組の方向性の考え方を定める

< 任意記載項目 >

- ・景観重要建造物及び景観重要樹木の指定（地域の景観を特徴づけている建造物や樹木を保全）
- ・屋外広告物の制限（自ら屋外広告物条例を制定し，広告物の規制による界限性の演出を誘導）
- ・景観重要公共施設の整備
- ・景観協定
- ・景観地区（都市計画制度として都市計画区域内で地区指定）
- ・自然公園法の許可基準の特例
- ・景観協議会

▼公共事業や住民等による景観の整備，既存建築物等の修景

景観の整備・修景



Before



After

※イメージ

- ・屋外広告物の色合いや大きさを整えて，煩雑さを軽減
- ・街並みの連続性やにぎわいを演出するため，紺色のれんを設置
- ・歩道の拡幅と併せて舗装の修景

落ち着いた街並みを演出するため，茶・濃茶・黒系統の色合いで統一

※どのような街並みが目指す姿かは地域により異なる。

(出典：松島町景観形成ガイドライン)

3 景観まちづくりの効果・活用例 → 交流人口の拡大，地域産業の振興など

▼観光・交流の促進
(石川県輪島市)



- ・地域独自の景観の再生に併せ，店舗の軒先を休憩所とすることで賑わいを創出
- ・市内を訪れる観光客が5年間で1.3倍に増加 (H23：約99万人→H28：約132万人)

▼地域産業の振興
(滋賀県長浜市)



- ・空き店舗の歴史的形態への復元により，街への来訪者数が15年で17倍に増加
- ・整備の着手以降空き店舗数減少，10年で約180店舗がリニューアル

(出典：国土交通省資料)

4 宮城県における取組方針・施策

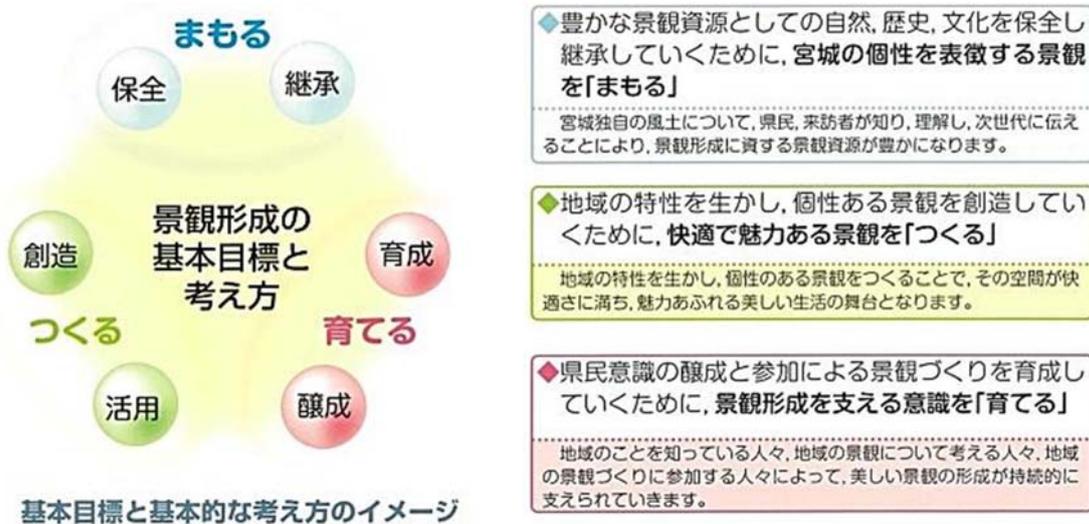
(1) 宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例（平成21年）

施策の基本となる事項を定め、地域の歴史と文化を守り、美しく風格ある県土の形成・豊かな生活環境の創造により、県民生活の向上、地域の社会経済活動の発展に寄与することを目的とする。

(2) 宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針（平成24年）

条例第10条の基本方針に基づき、地域の自然及び文化の保全、地域の美しい景観の形成に関する活動を担う人材の育成、観光の振興などの地域活性化の視点から、宮城県の美しい景観の形成に関する施策を総合的、計画的及び広域的に推進する。

▼基本目標



▼景観形成に向けての役割分担

<住民（景観づくりの主角）>

身近な景観や環境への関心を高め、積極的に良好な景観の保全・創出に参加

<事業者>

事業活動の景観形成への配慮と景観づくりに参加・協力

<市町村>

住民に身近な市町村が景観行政団体となり、地域固有の歴史・文化等を生かした住民との協働による景観づくりの中心的役割を担う

<県>

住民・事業者・市町村の支援・先導と広域的な観点での調整

▼施策

・景観アドバイザー制度：

美しい景観づくりや景観を活かしたまちづくりを支援するため、県が経費を負担しアドバイザーを派遣。

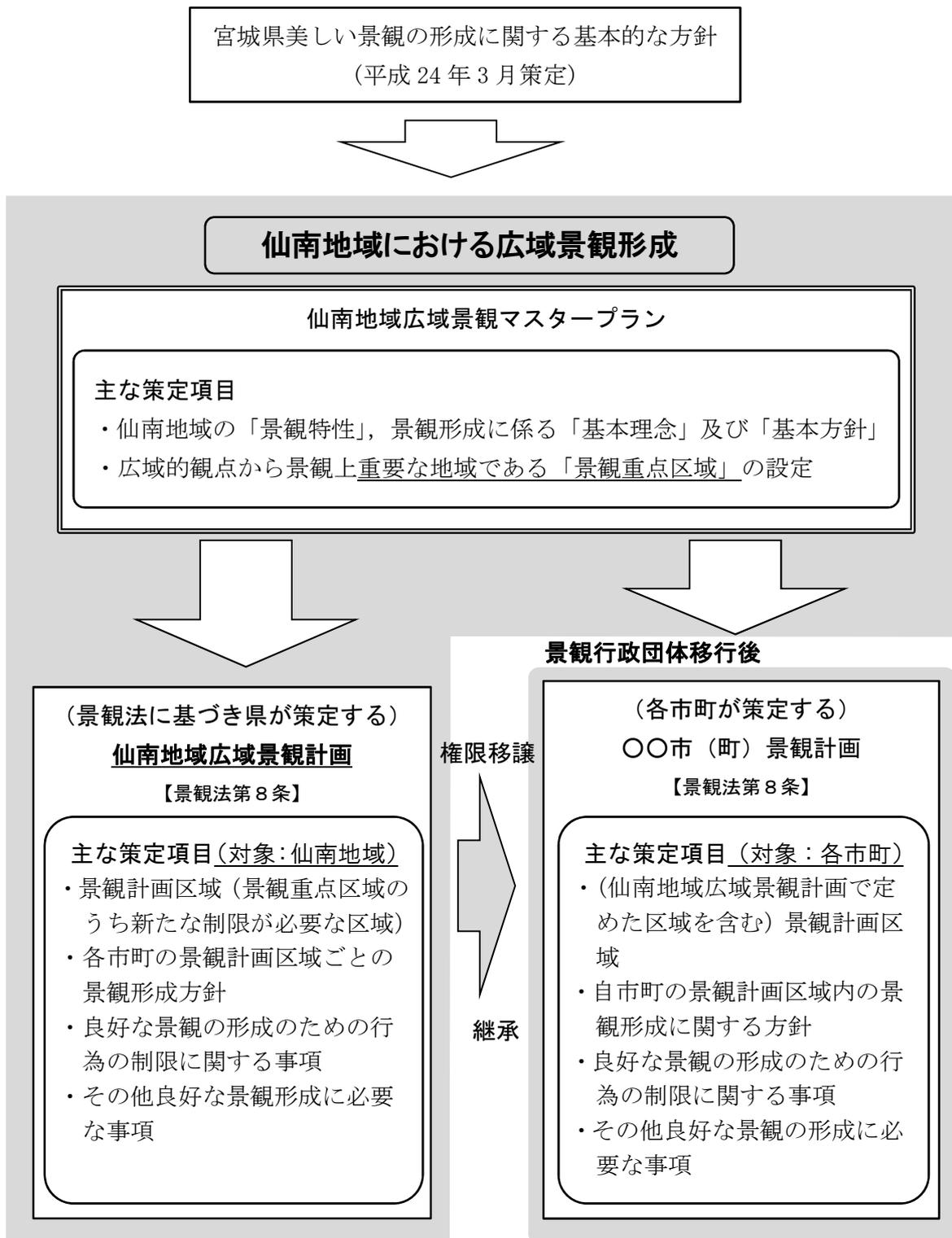
・先進事例の情報提供

景観まちづくりが進んでいる自治体の事例について、全国からキーマンや行政職員を講師として招聘し、セミナーを開催。

・広域調整

景観計画策定のガイドラインの作成、仙南地域での広域景観形成のための調整。

仙南地域広域景観計画と他計画との関係性について



(仙南地域広域景観マスタープラン P. 4 及び仙南地域広域景観計画 P. 2 から引用)

仙南地域広域景観計画策定のスケジュール

<令和元年度まで>

- ・平成 28 年度に、仙南 9 市町、東北地方整備局等を構成員とする仙南地域広域景観計画策定協議会を立ち上げ、計画の内容について協議を進めてきた。
- ・併せて、計画の内容の進捗に応じ、宮城県景観審議会（宮城県美しい景観の形成に関する条例に基づく会議体）において審議を行ってきた。

<令和2年度>

6月11日 第7回仙南地域広域景観計画策定協議会

7月10日 第11回宮城県景観審議会

- ・仙南地域広域景観計画（案）を協議又は審議した。

8月～9月 第3回住民説明会、パブリックコメント

- ・住民説明会及びパブリックコメントで、計画（案）を説明又は意見募集した。

10月23日 宮城県都市計画審議会（法定意見聴取）

- ・景観法第9条第2項に基づく意見聴取を行う。

11月19日 第12回宮城県景観審議会（答申）

- ・宮城県都市計画審議会の意見を踏まえ、計画最終案を審議いただき確定する。

12月 仙南地域広域景観計画の告示（令和3年7月施行）

12月24日 仙南地域2市7町の景観行政団体移行のための回答書交付式

1月～2月 仙南地域2市7町の景観行政団体への移行完了

<令和3年度>

7月1日 仙南地域広域景観計画の施行（仙南地域2市7町による運用開始）

- ・周知期間や市町における計画運用のための景観法委任条例の制定が必要なことを考慮し、一定期間を確保した上で、令和3年7月1日から計画を施行する。

※令和2年11月以降の日程は、現時点での予定である。